

別紙7 電子証明書発行申請書

電子証明書関係手続は、電子証明書に係る申請をオンラインで行うための以下の 5 様式を表す。

- ・ 電子証明書発行申請書
- ・ 電子証明書使用廃止届
- ・ 電子証明書使用再開届
- ・ 電子証明書休止届出用暗証コード変更届
- ・ 電子証明書再発行申請書

電子証明書発行申請書及び電子証明書休止届出用暗証コード変更届について、申請人は商業登記電子認証ソフトを使用し、SHINSEI ファイルを作成する必要がある。

電子証明書発行申請書及び電子証明書休止届出用暗証コード変更届の作成・送信を行う場合に考慮すべき点について、以下に示す。

1. SHINSEI ファイルについて

電子証明書発行申請書及び電子証明書休止届出用暗証コード変更届は、SHINSEI ファイルを添付する必要がある。

SHINSEI ファイルは商業登記電子認証ソフトを用いて作成するファイルで、ファイル名が「SHINSEI」かつ拡張子のないファイルである。

電子証明書発行申請書及び電子証明書休止届出用暗証コード変更届に SHINSEI ファイルを添付することを可能とするために、以下の 2 点を考慮すること。

- ・ 拡張子のない「SHINSEI」という名称のファイルを添付可能にする。(添付ファイル拡張子チェックでチェックエラーとならないよう制御する。)
- ・ ただし、SHINSEI ファイル以外の添付ファイルは、手続ルールどおりの添付ファイル拡張子チェックを行う。

なお、SHINSEI ファイルには証明書発行申請ファイルと休止届出用暗証コード変更届出ファイルの 2 種類があり、ファイル仕様が異なる。以下 SHINSEI ファイルについては、SHINSEI ファイル(証明書発行申請ファイル)又は SHINSEI ファイル(休止届出用暗証コード変更届出ファイル)と表記する。

2. 電子証明書発行申請書の作成・送信について

電子証明書発行申請書は、商業登記に基づく電子証明書の発行手続をオンラインで行うための専用様式である。

商業登記に基づく電子証明書の発行申請は、以下の手順で行う。このうち、申請書作成ソフトは②～④までの手順を行う。

①鍵ペアファイル・SHINSEI ファイル(証明書発行申請ファイル)の作成(商業登記電子認証ソフトを使用)

②電子証明書発行申請書の作成

③電子証明書発行申請書の送信

④シリアル番号の取得

⑤電子証明書の取得(商業登記電子認証ソフトを使用)

各手順の詳細及び考慮すべき点について、以下 2.1～2.5 に示す。

2.1 鍵ペアファイル・SHINSEI ファイル(証明書発行申請ファイル)の作成(商業登記電子認証ソフトを使用)

申請人は、商業登記電子認証ソフトを使用し、SHINSEI ファイル(証明書発行申請ファイル)を作成する。

2.2 電子証明書発行申請書の作成

申請人は、申請書作成ソフトを使用して電子証明書発行申請書を作成し、SHINSEI ファイル(証明書発行申請ファイル)を添付する。

2.3 電子証明書発行申請書の送信

申請人は、申請書作成ソフトを使用し、電子証明書発行申請書を送信する。

2.4 シリアル番号の取得

送信した電子証明書発行申請書に対し、事件終了後、登記・供託オンライン申請システム経由でシリアル番号が通知されるため、取得する。

シリアル番号は、申請書に対するお知らせの形式で通知される。

なお、シリアル番号は電子証明書を取得する際に必要となる情報であるため、申請書作成ソフトでお知らせの取得を可能とすること。

2.5 電子証明書の取得(商業登記電子認証ソフトを使用)

申請人は、商業登記電子認証ソフトを使用し、電子証明書を取得する。

なお、電子証明書の取得には、お知らせにより通知されたシリアル番号が必要となる。

3. 電子証明書休止届出用暗証コード変更届の作成・送信について

電子証明書休止届出用暗証コード変更届は、電子証明書取得後に電子証明書の使用休止届出用暗証コードの変更手続をオンラインで行うための専用様式である。

電子証明書の使用休止届出用暗証コードの変更申請は、以下の手順で行う。このうち、申請書作成ソフトは②～③までの手順を行う。

【前提条件】申請人は、電子証明書発行申請時に設定した電子証明書の使用休止届出用暗証コードを有していること。（これがない場合は①の操作を行えない。）

- ①SHINSEI ファイル(休止届出用暗証コード変更届出ファイル)の作成(商業登記電子認証ソフトを使用)
- ②電子証明書休止届出用暗証コード変更届の作成
- ③電子証明書休止届出用暗証コード変更届の送信

各手順の詳細及び考慮すべき点について、以下 3.1～3.3 に示す。

3.1 SHINSEI ファイル(休止届出用暗証コード変更届出ファイル)の作成(商業登記電子認証ソフトを使用)

申請人は、商業登記電子認証ソフトを使用し、SHINSEI ファイル(休止届出用暗証コード変更届出ファイル)を作成する。

3.2 電子証明書休止届出用暗証コード変更届の作成

申請人は、申請書作成ソフトを使用して電子証明書休止届出用暗証コード変更届を作成し、SHINSEI ファイル(休止届出用暗証コード変更届出ファイル)を添付する。

3.3 電子証明書休止届出用暗証コード変更届の送信

申請人は、申請書作成ソフトを使用し、電子証明書休止届出用暗証コード変更届を送信する。